



長野労働局発表（30-19）
平成30年6月25日

担 当	長野労働局労働基準部 健康安全課長 工藤 俊平 主任産業安全専門官 野池 弘
	TEL 026-223-0554 FAX 026-223-0591

長野労働局長による安全パトロールを実施します

長野労働局（局長 石田茂雄）は、「全国安全週間」（本週間：7月1～7日まで）中に、広く社会一般の安全意識の高揚と安全活動の定着及び労働災害防止に向けた気運の醸成を図り、「第13次労働災害防止推進計画（5か年計画）」（別添1）の初年度の大幅な災害減少を図るため、安全パトロールを実施します。

なお、5か年計画では建設業は重点対象業種として、5年間で死亡者数を15%以上減少、死傷災害を5%減少させるという目標を掲げています。また、本年度の「全国安全週間」は、「新たな視点でみつめる職場 創意と工夫で安全管理 惜しまぬ努力で築くゼロ災」をスローガンに展開されます（別添2「全国安全週間実施要綱（抜粋）」）。

- 1 日時 平成30年7月2日（月）午前9時30分から午前11時30分
- 2 パトロール場所
所在地 須坂市大字小河原字北山道北沖2014-5（現場事務所）
工事名 株式会社鈴木 生産システムD棟新築工事
施工者 北野建設株式会社
- 3 工事概要 別添3「参考資料」のとおり
- 4 パトロール参加者
 - ・長野労働局長、長野労働局労働基準部健康安全課長ほか
 - ・中野労働基準監督署長ほか
 - ・施主（株式会社鈴木：須坂市大字小河原2150-1）及び施工者（元請事業場（北野建設）ほか）
- 5 スケジュール（予定）
 - ・ 午前9時30分 株式会社鈴木 4階会議室に集合
 - ・ 午前9時30分～ 長野労働局長挨拶及び施工者からの注意事項等の説明
 - ・ 午前10時10分頃～ パトロール開始
 - ・ 午前11時10分頃～ パトロール終了後、会議室に戻り講評
 - ・ 午前11時30分頃 パトロール終了（予定）

・当日取材を希望される場合は、恐れ入りますが6月28日（木）17:00までに当局労働基準部健康安全課（電話：026-223-0554）へご連絡下さいますようお願い申し上げます。

・駐車場につきましては、現場事務所横になりますので案内図でご確認下さい。なお、午前9時20分までに到着されますようお願い申し上げます。係の者が、（株）鈴木の本社（会議室）入口へご案内します。

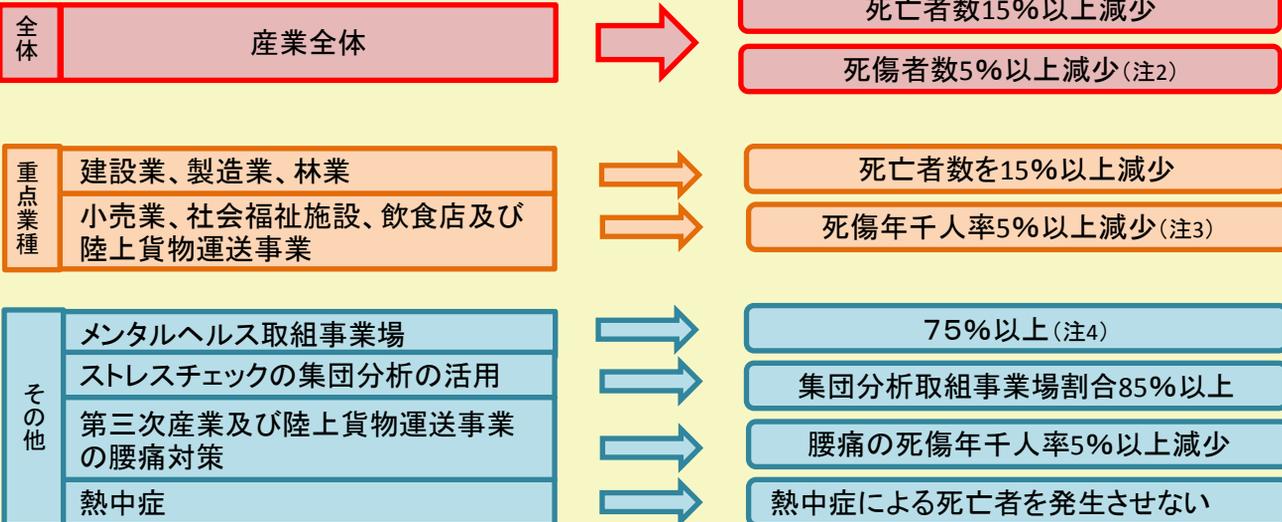
長野県における第13次労働災害防止推進計画

～働く方々一人一人が安心して健康に働くことができる職場の実現のために～

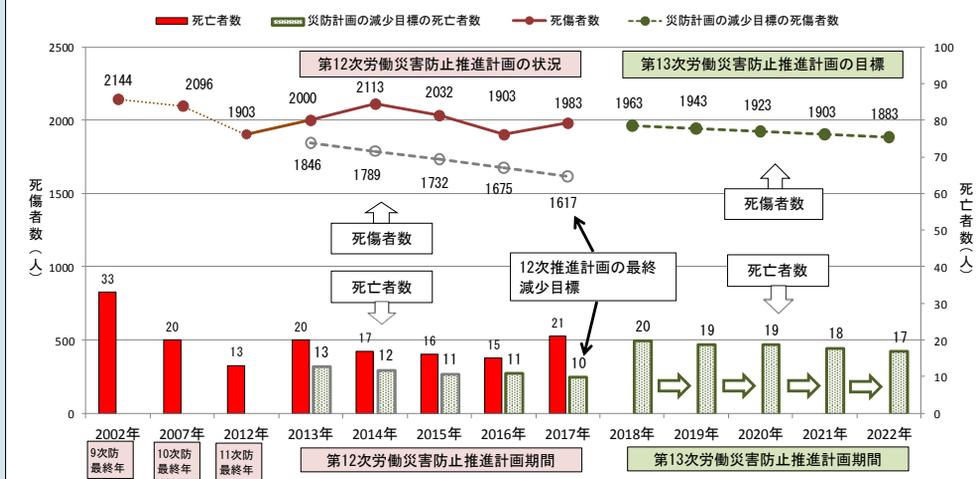
働く方々の一人一人はかけがえのない存在であり、働く場において一人の被災者も出さないという基本理念の下、労働災害を減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現に向け、2018年度を初年度として、5年間にわたり長野労働局、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「長野県における第13次労働災害防止推進計画」(注1)を策定しました。

目標

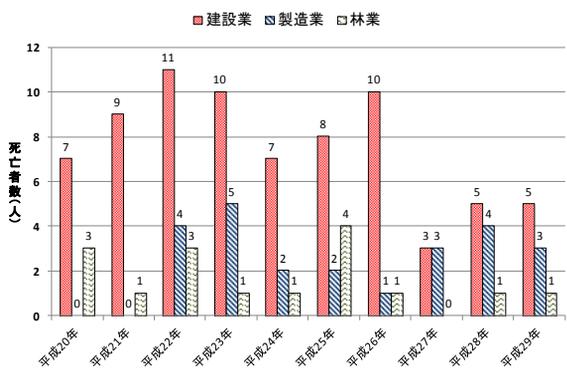
【計画期間 2018年度から2022年度までの5か年間】



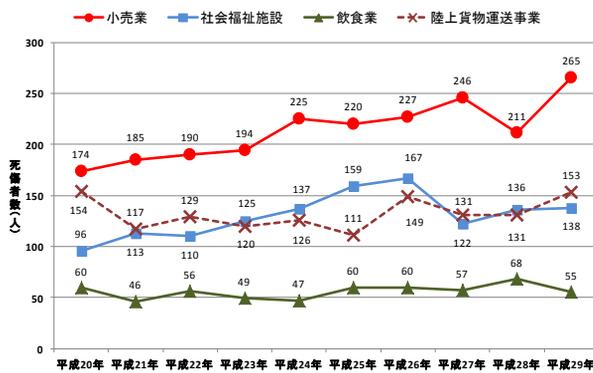
長野県における労働災害発生状況と労働災害防止推進計画



建設業、製造業、林業の死亡者数の推移



小売業、社会福祉施設、飲食店、陸上貨物運送事業の死傷者数の推移



計 画 の 重 点 事 項

推進計画の目標を達成するため、以下の8項目を重点として取組みます

<p>①死亡災害の撲滅を目指した対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業における墜落・転落災害等の防止 ・製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止 ・林業における伐木等作業の安全対策 	<p>②過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業における健康確保措置の推進 ・過重労働による健康障害防止対策の推進 ・職場におけるメンタルヘルス対策等の推進 ・パワーハラスメント対策の推進
<p>③就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三次産業対策、陸上貨物運送事業対策 ・転倒災害の防止、腰痛の予防、熱中症の予防、交通労働災害対策 ・非正規雇用労働者等の労働災害の防止 	<p>④疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進 ・疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり
<p>⑤化学物質等による健康障害防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質による健康障害防止対策 ・リスクアセスメントの結果を踏まえた作業等の改善の推進 ・石綿による健康障害防止対策 	<p>⑥企業・業界単位での安全衛生の取組の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業のマネジメントへの安全衛生の取込 ・労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用 ・「信州・危険の『見える化』推進運動」・「信州・春の安全衛生教育推進運動」の推進
<p>⑦安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等の事業場外の専門人材の活用を図るなど、安全衛生管理組織の強化を推進 	<p>⑧国民全体の安全・健康意識の高揚等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校、大学等と連携した安全衛生教育の実施

長野労働局独自の運動を推進しています

<p>信州・危険の「見える化」推進運動</p>	<p>職場における危険有害性の「見える化」を促進するとともに、労働者一人ひとりの安全に対する意識や危険感受性を高め、リスクアセスメント等の自主的取組の普及促進を進めることにより、労働災害防止を図る運動です。リスクアセスメントを組み込んだ「年間安全衛生計画」等の策定を進めるとともに、4S活動、危険予知(KY)活動の普及も進めています。</p>
<p>信州・春の安全衛生教育推進運動</p>	<p>春には多くの企業で、新規労働者が採用されるほか、年度の切り替えに伴って、配置換え等も行われることも多く、作業に不慣れな労働者が増加することから、特に、雇入れ時や配置転換時の教育が必要な時期といえます。「セーフティ・ファースト - 安全第一」の考え方を浸透し、地域全体の安全衛生意識の向上により、労働災害防止を図る運動です。</p>

(注1)「労働災害防止計画」は、労働安全衛生法第6条の規定により、厚生労働大臣が策定します。長野労働局では、この計画を踏まえ、推進計画を策定しました。
 (注2)死傷者数は、死亡された方と休業4日以上となられた方の合計です。
 (注3)死傷年千人率は、1000人当たりの死傷者数です。
 (注4)メンタルヘルスで取組む8項目のうち、4項目に取組む事業場の割合です。

【メンタルヘルスの取組の8項目】

- ① 衛生委員会等での調査審議
- ② 心の健康づくり計画の策定
- ③ 事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任
- ④ 労働者への教育研修の実施
- ⑤ 管理監督者への教育研修の実施
- ⑥ 労働者からの相談体制の整備
- ⑦ 職場復帰支援体制の整備
- ⑧ ストレスチェックの実施

本件に関しましては、長野労働局労働基準部健康安全課(☎026-223-0554)、又は、県下各労働基準監督署までお問い合わせください。



平成30年度全国安全週間の実施について

第91回 全国安全週間

◇本週間 7月1日から7月7日 ◇準備期間 6月1日から6月30日

【スローガン】「新たな視点でみつめる職場 創意と工夫で安全管理
惜しまぬ努力で築くゼロ災」

平成30年度全国安全週間実施要綱（抜粋）

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で91回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているが、平成29年の労働災害については、死亡災害が3年ぶり、休業4日以上之死傷災害が2年連続で、前年を上回る見込みである。

また、第13次労働災害防止計画が平成30年度を初年度として新たに展開されることを踏まえ、働く方一人一人がかけがえのない存在であり、各事業場で一人の被災者も出さないという基本理念の下、日々の仕事が安全なものとなるよう、不断の努力が必要である。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、平成30年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

新たな視点でみつめる職場 創意と工夫で安全管理
惜しまぬ努力で築くゼロ災

2 期 間

平成30年7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、平成30年6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主 唱 者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協 賛 者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協 力 者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

- (1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項
 - ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
 - ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
 - ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
 - ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
 - ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
 - ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施
- (2) 継続的に実施する事項
 - ① 安全衛生活動の推進
 - ア 安全衛生管理体制の確立
 - (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - イ 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
 - ウ 自主的な安全衛生活動の促進

- (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- (イ) 職場巡視、4 S 活動（整理、整頓、清掃、清潔）、K Y（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ リスクアセスメントの普及促進

- (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- (イ) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進（「ラベルでアクション」の取組の推進）

オ その他の取組

- (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア 建設業における労働災害防止対策

- (ア) 一般的事項
 - a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、ハーネス型安全帯の積極的な使用
 - b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- (イ) 東日本大震災及び平成 28 年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策
 - a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

③ 業種横断的な労働災害防止対策

ア 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）

- (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施

イ 交通労働災害防止対策

- (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

ウ 非正規雇用労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- (ア) 雇入れ時教育の徹底・内容の充実
- (イ) 非正規雇用労働者、技能実習生等の外国人労働者を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- (ウ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施
- (エ) 高年齢労働者に配慮した職場改善の実施

エ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

- (ア) WBGT 値（暑さ指数）による適正な作業環境管理、作業管理の実施

- (イ) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定
- (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
- (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を踏まえた健康管理
- (オ) 熱中症予防に関する教育の実施

株式会社鈴木 生産システムD棟新築工事

- 建築主 株式会社鈴木 代表取締役社長 鈴木教義
- 設計監理者 北野建設株式会社一級建築士事務所
- 施工者 北野建設株式会社

工 期	平成30年1月15日 ~ 平成30年11月30日
構造規模	鉄骨造 地上3階
建物用途	工場
仕上概要	屋根：W折板屋根 一部アスファルト防水 外壁：サンドイッチパネル横張り
敷地面積	10,581.0㎡
建築面積	1,524.4㎡
延床面積	4,249.1㎡
進捗状況 (平成30年7月2日時点)	1階土間下不陸調整、2階床スラブ配筋、3階基準墨出し、R階型枠組 電気墨出し・配線工事、設備墨出し・配管・スリーブ工事

<案内図>



※現場事務所敷地内に駐車し
徒歩にて株式会社鈴木 様
の本社に移動下さい。
本社内会議室にて説明等
実施致します。

※現場事務所敷地内に駐車してください。(乗合いで台数は最小限として下さい。)

※保護具(ヘルメット)を持参し、現場パトロールの際は着用して下さい。

※工事エリア内では、北野建設担当者・係員の誘導に従って下さい。

※工事関係者以外立入禁止場所には、絶対に立ち入らないで下さい。

※周辺道路への路上駐車・停車は禁止です。